

面会交流援助のご案内



<届けよう！親の愛>

面会交流援助を利用するお父さん・お母さんへ

~~~~~

#### ① 面会交流とは

面会交流は、子どもの心の健全な成長のために、お父さんとお母さんが行う協働作業です。お父さんとお母さんは、子どもたちがこの世に生れて最初に愛情を与えてくれた、かけがえのない存在です。どの子どもも、お父さんもお母さんも大好きです。

両親が離婚しても、親子の絆は子どもの生きる支えであり、希望です。

面会交流は、子どもが親の愛情を確認できる機会になります。

#### ② 面会交流援助事業について

当室では、父母が自分たちの力だけで面会交流を行うことが難しい場合に、有料で援助します。

援助の期間は原則1年間で、その間に自分たちの力だけで面会交流が実現できるように努力していただきます。

1年経過後、やむを得ない事情があるときは、さらに1回に限り期間を更新できます。

更新後は、原則として当室以外の場所（公園・施設等）で面会交流を実施します。

~~~~~

(公益社団法人) 家庭問題情報センター 大阪ファミリー相談室



〒540-0026

大阪市中央区内本町1丁目2番8号

TSKビル303号

電話 06(6943)6783

~~~~~

### ③ 面会交流援助の申込方法と事前面接

当室での面会交流援助の申込みを希望される場合は、事前面接を受けていただく必要がありますので、まず、その日時の打ち合わせのために当室まで電話してください。

他方の親にも別の日に事前面接を受けていただき、その上で援助ができるかどうかを検討します。

場合により、子どもさんも事前面接に来ていただくことがあります。

事前面接は有料です。1回60分、父母それぞれ5,000円です。

#### 面会交流援助申込先（事前面接申込先）

（公益社団法人）家庭問題情報センター 大阪ファミリー相談室

受付時間 月曜から金曜 午前10時から午後4時まで

受付電話 06（6943）6783

### ④ 面会交流援助を引き受けるための条件

(1) 面会交流の持ち方について父母の間に合意（家裁等の調停調書や審判書、あるいは公正証書など）があり、ともに当室の援助を受ける意思を持っていること。

(2) 家裁等で少なくとも1回は試行的面会交流が行われていること。試行的面会交流が行われていないときは、原則として援助できません。

(3) 父母ともに当室の援助者の指導、助言、判断に従うとの約束をすること。

### ⑤ 面会交流援助申込みの受理

事前面接の結果、面会交流援助の受理が決まれば、父母からそれぞれ申込書を提出していただきます。

また、父母双方で10,000円の申込金が必要です。申込金は、面会交流が途中で中止になってしまってもお返しできません。



## 6 面会交流援助の種類と費用

### (1) 付添い型

援助者が付き添って当室のプレイルームや外部（公園・施設等）で実施します。

面会者は親に限ります。援助料は1回につき父母双方で10,000円です。

ただし、初回は当室のプレイルームで行います。また、外部で行う場合は援助者の交通費、施設入場料等の実費も負担していただきます。子どもの人数、時間等の事情で、援助料が加算される場合もあります。

なお、試験的に行う例外的な援助として、2回を限度に援助者が付き添って当室のプレイルームで実施する試行型があります。その結果により、当室で正式に面会交流援助を受理するかどうかを決めることになります。

### (2) 受渡し型

面会交流の始めと終わりに子どもの受渡しだけを行う援助です。援助料は1回につき父母双方で5,000円です。この場合も、初回は当室での受渡しを原則とします。

## 7 費用の負担割合と減免

面会交流は、子どものために行う離婚後の父母の協働作業ですから、父母が応分に負担します。

ただし、経済的に困窮しておられる方には、申込金と援助料について減免の規程があるので、担当者にお尋ねください。

## 8 面会交流を行う場合の基本姿勢

- ★ 面会交流は最初からうまくいくとは限りません。子どもが泣いたり、不機嫌になったりすることもよくあります。辛抱強く子どもと向き合ってください。子どもに涙や感情的な態度を見せないことも大事です。
- ★ 面会する親は、子どもの生活の様子や同居している親のことなどを掘り下ろさないようにしましょう。子どもが話したいことや興味を持っていることを中心に聞いてやって、楽しい時間を過ごしてください。
- ★ 同居している親は、子どもが気持ちを楽にして面会交流ができるような環境作りに努めてください。まず、普段から、別れて暮らしている親の悪口を言わないようにしてください。「いつでも別れて暮らしている親と会っていいよ。」という開かれた態度で子どもに接しましょう。

## 面会交流援助のルール

### ★ 回数と時間

回数は月に1回が限度です。

1回の面会交流は2時間以内が原則です。



### ★ 日程の調整

援助者が父母と調整して面会交流の日時を決めます。

決められた日時は守っていただきます。子どもの病気等やむを得ない事情によるキャンセルでない限り、振替え実施はいたしません。

### ★ 面会交流の場所

当室のプレイルームや外部（公園・施設等）で行います。

いずれかの親の自宅で面会交流を行うことは認めていません。祖父母の自宅も同様です。

### ★ 面会交流できる人

別れて暮らしている親のみです。

原則として祖父母等親族との面会交流は認めていません。

同伴者は別室等で待機していただきます。

### ★ プレゼント等

面会交流中のプレゼントや飲食等は、同居している親の了解がない限りは、認めていません。

ただし、誕生日プレゼント等は事前に援助者に相談してください。

### ★ 写真、ビデオ撮影、音声録音等

同居している親の了解がない限りは、写真やビデオの撮影、音声録音は認めていません。特に、調停や裁判が続いている場合は写真撮影も認めていません。

### ★ 外部との通信・通話

面会交流中に携帯電話等で子どもに外部の親族等と通信・通話させることは認めていません。

### ★ 援助の中止

面会交流中に感情的になって暴言・暴力があつたり、子どもを連れ去ろうしたり、面会交流の約束ごとを守らなかつたり、援助者の指導、助言を受け入れない場合は、直ちに面会交流援助を中止します。以後、一切の援助はいたしません。

平成23年8月作成

~~~~~